

下関市地方卸売市場新下関市場業務条例の一部改正について

1 改正概要

卸売市場法等の改正により、地方卸売市場の認定要件として、業務規程に「取り扱う指定飲食料品等」「指標」等の公表を規定することが追加されたことに伴い、農林水産省から示された規程例に基づき、必要な業務規程の改正を行うもの。

2 法改正の趣旨

目的：食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する

背景：原材料・エネルギー価格の高騰、物流コスト上昇、異常気象などのリスクに加え、農家側のコスト上昇分が価格に反映されにくい構造を改善する

主な内容：

- ①食料全般の取引を対象として、取引の適正化に係る努力義務が課される
- ②努力義務に対応した行動規範として農林水産大臣が判断基準を定め指導・助言等の措置が講じられる
- ③ 農林水産大臣が指定した品目（米、野菜、豆腐、納豆、飲用牛乳）について、大臣認定団体がコスト指標を作成

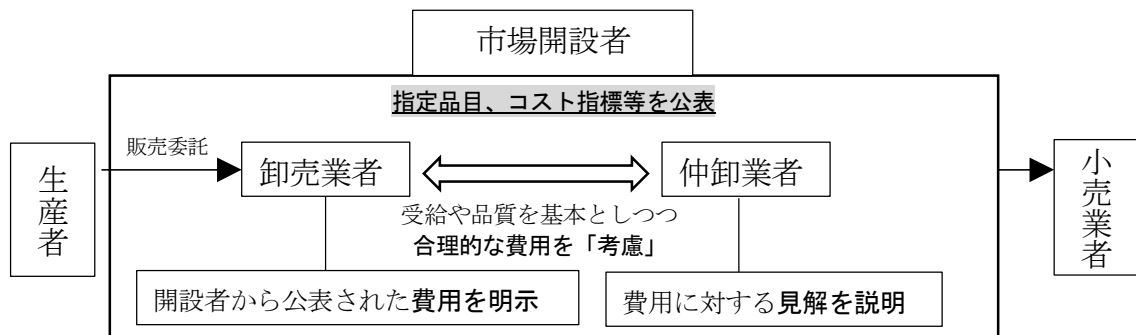
3 条例改正の趣旨

法の趣旨を開設者が周知するための情報提供を行う旨を規定

「取り扱う指定飲食料品等」「コスト指標」「法に基づく努力義務の内容」を公表

指定品目や指標は、法の手続により定められたものを随時公表に反映

指定飲食料品等を取り扱わない市場も業務規程の変更対応は必要と農林水産省が判断



4 施行日

令和8年4月1日